

議案第62号

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「26,380円」を「29,400円」に、「14,580円」を「16,200円」に、「10,340円」を「11,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。